政令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十一条第二項及び第六十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章第一節の節名中「局及び国際政策統括官」を「金融国際審議官及び局」に改める。

第五条を削り、第一章第一節中第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項第四十七号中「第九条第一項第二十三号」を「第九条第二十三号」に改め、同条第二項中「、同項第二十四号に掲げる事務については国際政策統括官の所掌に属するものを」を削り、同条を第三条とする。

第一条の見出し中「及び国際政策統括官」を削り、同条中「及び国際政策統括官一人」を削り、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（金融国際審議官）

第一条　金融庁に、金融国際審議官一人を置く。

2　金融国際審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務のうち、国際的に処理を要する事項に関する事務を総括整理する。

第九条第二項を削る。

第十五条第三号中「第三条各号」を「第四条各号」に改め、同条第七号中「第三条第三号ツ」を「第四条第三号ツ」に改める。

第十六条第一号中「第三条第三号ツ」を「第四条第三号ツ」に改める。

附則第二条の二中「第二条」を「第三条」に改める。

附則第二条の三中「第三条各号」を「第四条各号」に改める。

附則第三条中「第四条」を「第五条」に改める。

附則第五条の三中「第三条各号」を「第四条各号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年八月二十九日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「若しくは第六十二条第一項」を削る。

第十五条第一項第五号中「次長」の下に「、同条第二項に規定する職」を加える。

別表第二金融庁の項中「金融庁長官」を「金融庁長官　金融国際審議官」に改める。

（罰則に関する経過措置）

3　前項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十一号

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被害者の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成二十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十六年八月三十一日」を「平成二十七年二月二十八日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年八月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十二号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十二月二十四日とする。

総務大臣　新藤　義孝

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三